規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）提出用

装着型AR端末（スマートグラス等）の撮影・センシングに係る制度的間隙の解消に関する提案書セット

提案1 カメラ画像利活用ガイドブックへの「移動カメラ（装着型端末）編」追補
提案2 個人情報保護委員会「カメラに関するQ&A;」等への装着型端末の項目追加
提案3 装着型AR端末の利用区域区分（ゾーニング）制度の創設、事業者へのプライバシー・バイ・デザイン義務付け及び個人の対抗手段の整備

提案者：個人
2026年6月

【本書の位置付け】本書は、装着型AR端末（スマートグラス等）の撮影・センシングに係る制度的間隙――行為処罰の法制と固定カメラ前提の指針の間に、移動するセンシング機器の取扱いを定めるものが存在しないこと――の解消を目的として作成した提案3件の記録である。提案1・2は既存指針（カメラ画像利活用ガイドブック、個人情報保護委員会のQ&A;等）の追補・明確化を求めるものであり、提案3は利用区域区分（ゾーニング）の創設、端末事業者へのプライバシー・バイ・デザイン義務付け、及び個人・施設管理者によるセンシング拒否の意思表示を端末に遵守させる対抗手段の整備という新制度の提案である。各提案は、提案事項（件名）、提案の具体的内容、提案理由、根拠法令等、制度の所管府省の順で構成している。関連資料として、区分定義・信号仕様・フェイルセーフ・障害者支援例外等の技術的詳細を整理した標準仕様書様式の原案（別ファイル）がある。

【作成方法に関する注記】本書及び上記の技術仕様原案は、関係分野の専門的視点を想定した多角的なシミュレーション討議により個人が作成したものであり、実在の会議体・企業・団体・行政機関の検討を経たものではない。引用する法令・統計は2026年6月時点の公開情報に基づく。内容は自由に利用・改変されたい。

共通の背景（各提案の「提案理由」の基礎・参照用）

装着型AR端末（カメラ・マイク・空間認識センサーを備える眼鏡型端末）の世界出荷台数は、IDCの予測で2025年に前年比39.2%増の1,430万台に達するとされ、国内市場への本格波及が見込まれる。この端末は、(1)撮影の外形的徴表（端末を構える動作）が乏しい、(2)装着者の視線方向を継続的にセンシングし得る、(3)空間マッピングにより屋内の三次元構造データを自動取得し得る、(4)顔特徴量・音声・位置情報を継続的に処理し得る、という4点でスマートフォンと質的に異なる。

現行制度を確認すると、行為の処罰については性的姿態撮影等処罰法（2023年7月施行）、各都道府県迷惑防止条例、軽犯罪法、不正競争防止法（営業秘密）等が存在する。他方、事業者・利用者向けの指針であるカメラ画像利活用ガイドブックver3.0（IoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省、2022年3月）及び個人情報保護委員会「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（2023年3月）は、いずれも設置場所が固定されたカメラを前提としており、(a)撮影場所が連続的に移動する端末における事前告知・掲示の在り方、(b)写り込む第三者の個人情報の取扱い、(c)施設管理者が自らの空間での撮影・スキャンの可否を機械可読の形で表明する手段、について指針が存在しない。すなわち、行為処罰の法制と固定カメラの指針の間に、移動するセンシング機器に関する制度的間隙がある。

この間隙は、被撮影者・施設側の保護の問題であると同時に、端末利用者・事業者にとっての予見可能性の問題でもある。2013年に米国で先行発売された眼鏡型端末が、利用ルールの社会的合意を欠いたまま批判を受け消費者市場から撤退した事例が示すとおり、ルールの不在は産業の立上げ自体を阻害する。普及が本格化し問題事案が発生してからの事後対応ではなく、現時点での論点整理・指針整備が、消費者保護と産業振興の双方に資する。

提案1（1件目としてフォーム提出）

提案事項（件名）

「カメラ画像利活用ガイドブック」への移動カメラ（装着型端末）編の追補

提案の具体的内容

IoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省が策定する「カメラ画像利活用ガイドブック」（現行ver3.0、2022年3月）について、設置場所が固定されたカメラを前提とする現行の記載に加え、装着型・携行型の移動カメラ（スマートグラス等のAR端末を含む）を対象とする編又は章を追補していただきたい。追補において整理を求める事項は次のとおり。(1)移動取得における利用目的の特定・通知公表・事前告知の在り方（固定掲示が機能しない場合の代替手段を含む）。(2)写り込む第三者の顔・車両番号等の取扱い（端末内での即時マスキング・破棄等の処理を安全管理措置として位置付ける考え方）。(3)施設管理者が自らの管理空間における撮影・録音・空間スキャンの可否を表明した場合の、事業者・利用者側の望ましい対応。(4)浴場・更衣室・宿泊室・学校等の高度の保護を要する空間における端末機能の自動停止等、端末設計上の配慮（プライバシー・バイ・デザイン）の例示。

提案理由

別紙「共通の背景」のとおり、装着型AR端末は2025年に世界出荷1,400万台超と予測される急成長分野である一方、現行ガイドブックは固定カメラを前提としており、移動カメラについては告知・第三者写り込み・施設側の意思表示のいずれにも指針がない。ガイドブックは過去にもver1.0（2017年）からver3.0（2022年）まで利活用シーンの拡大に応じて改訂されてきた経緯があり、既存文書の追補という最小の行政コストで、事業者の予見可能性と生活者の保護を同時に高められる。端末の本格普及前に指針を整備することは、問題事案発生後の事後的・拙速な対応を避ける観点からも有益である。

根拠法令等

個人情報の保護に関する法律（利用目的の特定・通知公表、安全管理措置、個人識別符号の取扱い）。カメラ画像利活用ガイドブックver3.0（法令ではなく事業者の自主的取組を促す指針であるが、固定カメラを前提とする点が本提案の対象）。

制度の所管府省

経済産業省、総務省（IoT推進コンソーシアム事務局関係）、個人情報保護委員会（オブザーバー参加実績）

提案2（2件目としてフォーム提出）

提案事項（件名）

個人情報保護委員会「カメラに関するQ&A;」等への装着型端末（スマートグラス等）の取扱いの追加

提案の具体的内容

個人情報保護委員会が公表する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A;（いわゆるカメラに関するQ&A;を含む）及び関連文書において、装着型・携行型端末により移動しながらカメラ画像を取得する場合の考え方を追加していただきたい。具体的には次の点の明確化を求める。(1)装着型端末で取得した画像に写り込む第三者の顔が判別可能な場合の個人情報該当性と、端末内で即時にマスキング・破棄する処理を行う場合の取扱い。(2)装着型端末による不特定の者を対象とするリアルタイムの顔識別（顔特徴量データの抽出・照合）について、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（2023年3月）で示された考え方が移動カメラにどのように及ぶか。(3)移動取得における利用目的の通知・公表の在り方（取得場所での掲示が観念できない場合の代替手段）。(4)家庭内・私的利用と事業利用の区分の考え方。

提案理由

顔が判別可能なカメラ画像は個人情報に、顔特徴量データは個人識別符号に該当するところ、現行のQ&A;・委員会文書は店舗等に設置された固定カメラの事例を中心に構成されており、移動カメラに固有の論点（取得場所の連続的変化、不特定多数の写り込み、告知手段の不在）への当てはめが事業者・開発者にとって不明確である。端末メーカー・アプリ開発者は設計段階（プライバシー・バイ・デザイン）でこの解釈を必要とするため、普及前の明確化が実効的である。解釈の明確化というQ&A;追加の形式であれば、法改正を要さず速やかに対応可能である。

根拠法令等

個人情報の保護に関する法律2条（個人情報・個人識別符号の定義）、17条・21条（利用目的の特定・通知公表）、23条（安全管理措置）。個人情報保護委員会「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（2023年3月）。

制度の所管府省

個人情報保護委員会

提案3（3件目としてフォーム提出）

提案事項（件名）

装着型AR端末の利用区域区分（ゾーニング）制度の創設、端末事業者へのプライバシー・バイ・デザイン義務付け、及び個人・施設管理者によるセンシング拒否の意思表示を端末に遵守させる仕組みの整備

提案の具体的内容

装着型AR端末（カメラ・マイク・空間認識センサーを備える眼鏡型端末等）について、次の三本柱からなる制度の創設を提案する。

(1)利用区域区分（ゾーニング）の法定：国内の空間を保護必要度に応じて区分し（例：Z0＝便所・浴場・更衣室・宿泊室・診察室等の絶対的保護区域、Z1＝学校・プール等の児童保護区域、Z2＝施設管理者の裁量区域、Z3＝駅等の条件付き公共区域、Z4＝一般公共空間）、装着型端末は区分に応じてカメラ・マイク・空間スキャン等を自動停止しなければならないものとする。これによりAR端末利用者は「どの空間をどの端末状態で通行・滞在できるか」を事前に知ることができ、被撮影者は保護区域での撮影が端末側で物理的に発生しない状態を得る。

(2)端末事業者への義務付け：上記区分の自動遵守機能、撮影中であることの外部表示（消灯不能なインジケータ）、不特定の者に対する顔識別機能の不実装、判定不能時に保護側へ倒すフェイルセーフ、及び改造防止（耐タンパ性）を、国内で販売・流通する装着型端末の技術基準として義務付け、不適合端末の流通を規制する（電波法の技術基準適合証明や製品安全法制の規律構造を参照）。事業者の自主的取組への期待では、競争圧力の下で保護水準が切り下がるため、最低基準の法定が必要である。

(3)個人・施設管理者の対抗手段の付与：自らの住居・管理空間において撮影・録音・スキャンを拒否する意思を、電子署名付きの標準信号（ビーコン）又は公的な区域登録によって機械可読の形で表明できる制度を整備し、適合端末に当該表明の遵守を義務付ける。表明の手段は個人が低廉な費用で入手・設置でき、表明の偽造には罰則を設ける。現在、自宅前を通る端末・来訪者の端末に対して「撮るな」という意思を技術的に実現する手段は個人に一切存在せず、本制度はその欠缺を埋める対抗権の創設である。

なお、区分定義・信号仕様・フェイルセーフ・障害者支援例外（非記録型支援モード）等の技術的詳細を整理した標準仕様書様式の原案を提案者が作成済みであり、求めがあれば提供する。

提案理由

別紙「共通の背景」のとおり、装着型端末は撮影の外形的徴表が乏しく、被撮影者は撮影の事実を認知できないため、性的姿態撮影等処罰法等による事後の行為処罰だけでは被害の発生自体を防げない。盗撮の典型的被害（浴場・更衣室等）は撮影された時点で回復不能であり、保護は端末側の事前停止によってのみ実効化する。また、固定カメラには設置者への規律と掲示という社会的均衡が存在したのに対し、移動カメラには被撮影者側の対抗手段が存在せず、当事者間の構造的不均衡がある。EUのAI法が公共空間でのリアルタイム遠隔生体識別を原則禁止としたように、機能の事前制限による規律は国際的にも採用されている。普及前に区分制を整備することは、利用者・事業者の予見可能性を高め端末市場の健全な立上げに資するものであり、規制であると同時に産業振興策である。

根拠法令等

本提案は新たな制度の創設の提案である。関連法令：個人情報の保護に関する法律、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律、電波法（技術基準適合証明の規律構造）、不正競争防止法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

制度の所管府省

経済産業省、総務省、個人情報保護委員会、警察庁、デジタル庁、厚生労働省、こども家庭庁（新規制度のため所管未確定。内閣府における調整を要望）